

平成 27 年度

教育に関する事務の
管理及び執行状況の点検及び評価
(平成 26 年度対象)

報 告 書

平成 27 年 9 月

習志野市教育委員会

も く じ

(ページ)

◇はじめに	1
-------	---

平成 27 年度教育委員会における事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について
(平成 26 年度対象)

I 教育委員会の活動及び運営状況

1 教育委員会委員（平成 26 年度在籍）	5
2 教育委員会会議の開催状況	5
3 平成 26 年度教育委員会会議での審議状況	6

II 平成 26 年度習志野市教育行政方針の評価結果

1 平成 26 年度習志野市教育行政方針(18 項目の基本方針)に対する総括的 point 検・評価	7
2 具体的な施策及び事業ごとの「主な取り組みと成果」・「今後の課題と方向性」	10
基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	10
基本方針 2 子育て・子育て支援の充実	11
基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展	12
基本方針 4 子どもの生きる力を育む教育の充実	13
基本方針 5 子どもを未来へつなげる教育の展開	14
基本方針 6 魅力ある市立高校づくり	15
基本方針 7 社会教育の充実	15
基本方針 8 文化財の保存と活用	16
基本方針 9 芸術文化の振興	16
基本方針 10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	17
基本方針 11 青少年の健全育成の推進	17
基本方針 12 家庭教育力の充実	18
基本方針 13 地域に開かれた学校づくり	18
基本方針 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	18
基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備	19
基本方針 16 持続可能な社会教育施設の整備	19
基本方針 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	20
基本方針 18 教育行政の効率的・効果的展開	20

III 継続する課題の再評価

1 再評価①	21
2 再評価②	27
資料 1 「習志野市の教育課題」	28
資料 2 「平成 26 年度習志野市教育行政方針」	29
資料 3 「教育に関する用語の解説」	36

はじめに

平成27年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について(平成26年度対象)

1 趣 旨

習志野市教育委員会では、昭和45年に議決した「文教住宅都市憲章」の理念のもと、平成26年度に、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標とする「習志野市教育基本計画（平成26年度～平成31年度）」を策定しました。

平成26年4月から、「基本計画」に基づいて教育行政を展開し、この間、併せて、学校・家庭・地域社会との《協働》による教育活動も重視してまいりました。

「基本計画」を適切に実施していくためには、各々の施策、事業の執行状況やその成果について点検・評価し、その進捗状況を公表していくことが大切です。

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正（平成20年4月1日施行）され、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理・執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなりました。

そこで、習志野市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、同法の趣旨に則り、平成20年度に、『平成20年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成19年度対象）」報告書』を作成しました。

以後、年度ごとに前年度を対象とした同様の報告書を作成して、議会に提出するとともに、市のホームページ上で公表しております。

※『平成20年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成19年度対象）」報告書』は、以下「20報告書」と略記。他の年度の報告書も同様。

2 点検・評価の対象

(1) 「習志野市の教育課題」(資料1)を踏まえた「平成26年度習志野市教育行政方針」(資料2)に基づく事業・施策に対する教育委員会の26年度における取り組みの状況。

(2) 「26報告書」において課題となった事項への26年度の対応の状況。

※「26報告書」より前の「報告書」において、課題となった事項で、その後の対応でも、十分に達成されていない・改善の余地がある事項についての、26年度における取り組みも評価の対象とします。

3 点検・評価の方法

(1) 教育委員会会議の審議状況、平成26年度習志野市教育行政方針に定める基本方針（18項目からなり、「基本計画」の基本方針に対応する）に基づく施策及び事業の進捗状況等について、事務局がまとめました。

(＝事務局内点検)

(2) 点検評価の客観性を確保するとともに、知見を活用するため、教育に関し学識経験を有する方など、外部の方々の意見、助言を聴取しました。

(＝第三者評価)

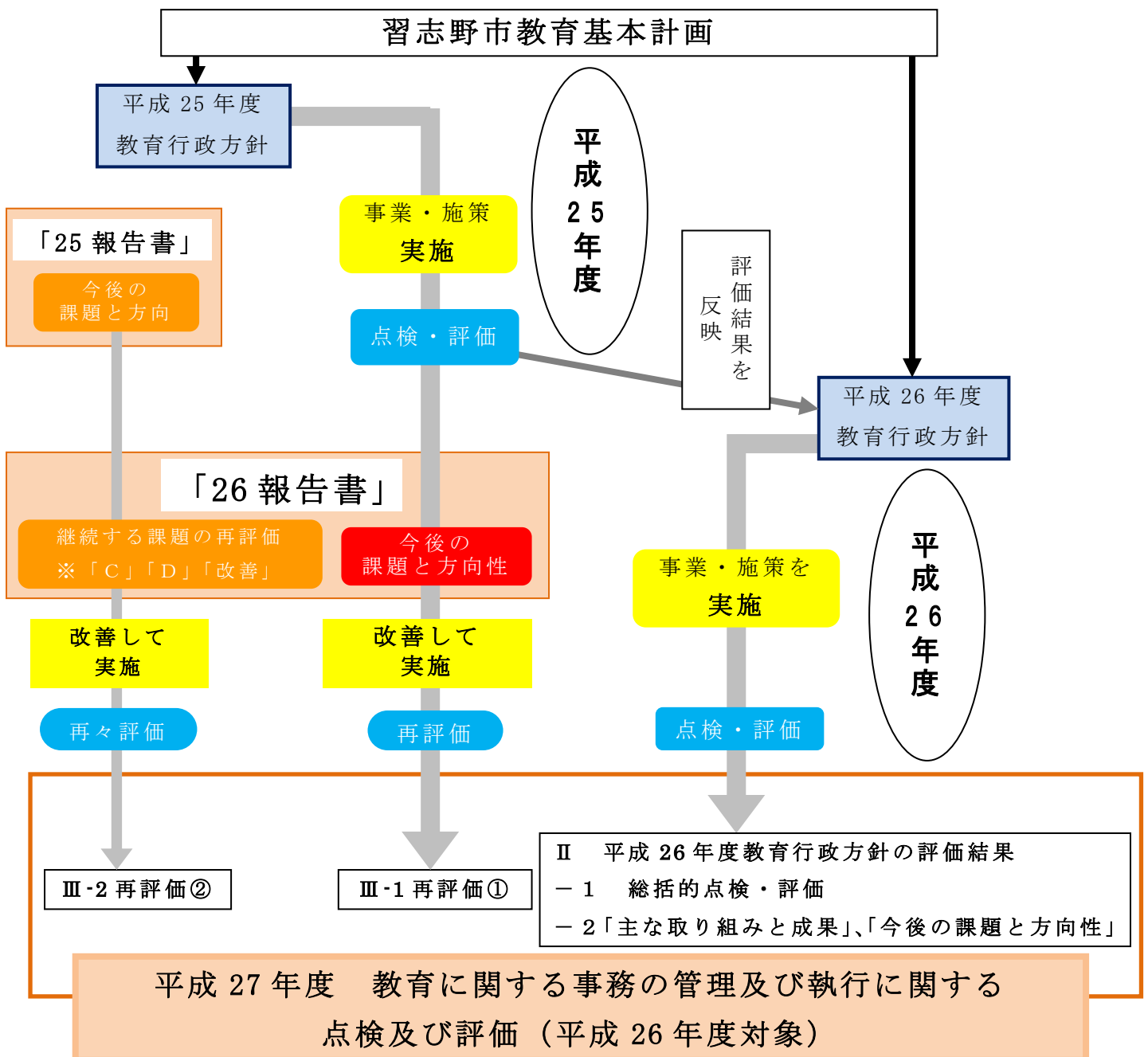
今回ご意見等をいただいた方々は、次のとおりです。（敬称略）

氏 名	所 属 等
小池 脩一	習志野市退職校長会長
押田 俊介	千葉県総合教育センター 嘱託

（３）教育委員会会議において、教育委員による点検・評価を実施しました。

（４）教育委員会による点検・評価の結果を「27 報告書」としてまとめ、習志野市議会へ提出するとともに、市民の皆様公表します。

点検・評価の流れ



4 報告書の構成

「27 報告書」は、次の 3 つの内容（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）から構成されています。

なお、教育委員会の担当課、法律に関する名称、団体名等に関しては、すべて最新ののものに変えて表記しています。

報告書の構成

Ⅰ 教育委員会の活動及び運営状況

教育委員会会議の開催状況、審議状況等について記載しています。

Ⅱ 平成 26 年度習志野市教育行政方針の評価結果

1 平成 26 年度習志野市教育行政方針(18 項目の基本方針)に対する総括的 点検・評価

平成 26 年度習志野市教育行政方針に定める 18 の基本方針（「基本計画」における基本方針に対応）ごとに、第三者評価を加味して行った教育委員会の総括的 point 検・評価です。

※「教育委員会の point 検・評価」の各文末にある両かっこの番号については、次の『2 具体的な施策及び事業ごとの「主な取り組みと成果」・「今後の課題と方向性」』における施策の番号に対応しています。

2 具体的な施策及び事業ごとの「主な取り組みと成果」・「今後の課題と方向性」

平成 26 年度教育行政方針に定める 18 の基本方針に基づく具体的な施策及び事業（全 38 項目）ごとに「主な取り組みと成果」・「今後の課題と方向性」を記載しています。

※「今後の課題と方向性」の各文末にあるカッコ内の番号は、「主な取り組みと成果」の施策の番号に対応しています。

Ⅲ 継続する課題の再評価

1 再評価①

『「26 報告書」における「今後の課題と方向性」』として示された内容に対する取り組みの評価

「26 報告書」の『Ⅱ－2 具体的な施策及び事業ごとの「主な取り組みと成果」・「今後の課題と方向性」』において「今後の課題と方向性」に記載した事項に対する、平成 26 年度までの対応状況を評価しています。

2 再評価②

『「26 報告書」における「Ⅲ 継続する課題の再評価」』の結果に対する評価

「26 報告書」の「Ⅲ 継続する課題の再評価」では、「25 報告書」において「今後の課題と方向性」として示された課題に対する評価をしています。その中で、評価の達成度が「C」・「D」であるか、方向性が「改善」であったものについての、平成 26 年度の取り組み状況を、「Ⅲ－1」と同じ観点で再度評価しています。

(参考) * 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

第 26 条【教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

I 教育委員会の活動及び運営状況

習志野市教育委員会では、毎月1回の定例会と随時の臨時会を開催し、施策や事業の効果的・効率的な実施や緊急な課題への適切な対応を図るための協議等を重ねております。

また、最新の教育情報等に関する意見交換等を積極的に行っております。

さらに、教育委員は成人式等関係行事へ出席し、事業の実態を把握するとともに、教育現場の状況を直接見聞する機会として、幼・小・中学校公開研究会に参加するほか、千葉県市町村教育委員会連絡協議会等の実施する各種研修会に参加する等、様々な活動を行っております。

1 教育委員会委員（平成26年度在籍）

区 分	氏 名	就任年月日
委 員 長	原 田 孝	平成24年10月14日 (委員長就任：平成26年6月1日～)
委員長職務 代 理 者	貞 廣 斎 子	平成24年10月14日
委 員	梓 澤 キヨ子	平成24年4月1日
委 員	古 本 敬 明	平成26年10月1日
教 育 長	植 松 榮 人	平成18年12月27日

2 教育委員会会議の開催状況

原則、毎月第4水曜日に「教育委員会定例会」、随時に「臨時会」を開催しています。平成26年度は、合計で15回開催しました。

① 教育委員会定例会・・・12回 ②教育委員会臨時会・・・3回

3 平成 26 年度教育委員会会議での審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条」及び「習志野市教育委員会行政組織規則第 3 条及び第 4 条」の規定に基づき、平成 26 年度は、合計で 78 件の付議案件を議決及び承認しました。

内 容	件数
教育行政の運営に関する基本方針を定めること	2
教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること	17
予算その他議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること	23
市立学校教育職員の人事の一般方針を定めること	3
県費負担教職員たる校長及び教頭の任免等について内申すること	3
6 級以上の職員並びに 5 級の指導主事及び管理主事並びに 5 級の教育機関の長並びに市立幼稚園の園長及び教頭並びに市立こども園の室長及び副室長並びに市立高校の校長及び教頭を任免すること	7
附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること	8
教育功労者を表彰すること	3
教科用図書を採択すること	4
市立高校生徒の募集に関する大綱及び入学者選抜の方法を定めること	1
市立幼稚園及び市立こども園の園児の募集に関する大綱を定めること	1
その他	6
計	78

Ⅱ 平成26年度習志野市教育行政方針の評価結果

1 平成26年度習志野市教育行政方針(18項目の基本方針)に対する総括的点検・評価

基本方針	1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
教育委員会の点検・評価	①幼児の主体性を育てるための教育課程の見直しに向けて、各園共に具体的な指導内容や環境について振り返り、改善してきている。引き続き、教育活動の向上を目指した改善が進むように支援をしていく。(1) ②幼児期の様々な体験が豊かな経験として積み重なり、教育の質の向上につながることを意識し、幼稚園から小学校への接続を考慮した教育活動の推進に努めている。今後も、各園の取り組みの確認や支援をしていく。(1) ③特別な支援を要する幼児への対応について各園のコーディネーターを中心に関係機関と連携を図りながら研修を進めている。引き続き関係機関との連携が進むように支援するとともに、学級の中で支援を必要とする幼児が他の幼児たちと共に育つ環境が整うことを目指し、指導や支援をしていく。(4)
基本方針	2 子育て・子育て支援の充実
点検・評価	①各園共に地域における子育て支援の役割を担う施設として、子育てふれあい広場の開催や自園開放の充実を努めている。子育て支援の内容の充実のための情報提供や地域のボランティアとの連携がスムーズにいくよう各園に支援していく。(2) ②教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動としての預かり保育の内容を工夫しながら充実を図っている。27年度から子育て支援の更なる充実として利用時間拡大のための準備を進めていることもあり、幼児の心身の負担に配慮する内容の工夫についての支援も進めていく。(2)
基本方針	3 信頼を築く習志野教育の進展
教育委員会の点検・評価	①いじめの早期発見・早期解消のために各学校で年3回実施している「いじめアンケート」の結果をもとに継続した指導が行われてきている。教育相談体制を関係機関との連携を図りながら、より組織的に機能するように支援していく必要がある。(1) ②生徒指導主任、長欠対策主任合同で事例研修を行い、組織的な取り組みの大切さを意識できた。今後は、不登校になったきっかけを細かく分類・整理することで児童生徒に対する理解を深め、指導の方向性の確認などをしていくよう指導していく。(1) ③不登校の未然防止に生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を推進することが大切であることを学校訪問や研修会などで教職員に更に指導をしていく。(1) ④特別支援コーディネーターを中心とする校内支援体制の確立を進めることができた。組織を効果的に活用し、子どもたち一人ひとりの教育ニーズに合わせた特別支援教育を進めていく必要がある。(2) ⑤個別の指導計画をもとに活用しやすい個別的教育支援計画の作成が進んできている。今後は、保護者はもちろん関係機関と連携し、支援方法などを協議していくよう指導していく。(2) ⑥特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習やインクルーシブ教育システムの構築を進めていくよう支援していく。(2) ⑦初期層教員を対象とした研修では、経験年数に応じた内容や体験的な研修などを取り入れ、指導力の向上を図った。今後、中堅教員の研修の充実を図っていく。(3) ⑧各校でモラルアップ委員会を開催したり、モラルアップ研修を実施したりしたことでモラルアップが図れた。今後も教職員の資質向上を図るとともに不祥事根絶の取り組みを積極的に推進していく。(3)
基本方針	4 子どもの生きる力を育む教育の充実
教育委員会の点検・評価	①板書・発問・ノート指導が一斉授業を支える大事な要素であることは、十分認識されてきている。今後は、ICT機器の利活用をさらに推進していく必要がある。そのために、活用を促進するような研修会や学校訪問などで、具体的活用場面などを指導していく。(1) ②道徳教育の充実を図るため、道徳教育推進教師を中心とした道徳教育推進のための組織を設置したり、道徳の授業を地域や保護者に積極的に公開したりなどしたことと道徳的実践力の向上が図られてきている。地域と連携した授業など授業内容などの工夫をするよう指導していく。(2) ③いじめ問題を含めた人権教育が各校で確実に行われている。今後は、いじめについて児童生徒が自ら何ができるか考え、具体的にに取り組むことで人権尊重の意識を高めていく必要がある。(2) ④各校が新体力テストの結果を分析し、学校教育全体の中で体力向上が図られてきている。更なる向上を図るために提携大学と協力して指導法や指導内容の改善を図っていく必要がある。(3) ⑤小中学生を対象とした救命救急講習の受講者数が増えている。命の大切さを学び、命を守る実践力を学ぶ機会として、今後も積極的に推進していく。(3) ⑥各校で自主公開研究会や市指定研究などを行うことで、子どもの学力・教師の指導力の向上につながっている。今後も各校の研究・研修を支援するとともに、研究成果の共有を図っていく。(5)

基本方針	5 子どもを未来へつなげる教育の展開
点検・評価委員会の	①習志野市学力調査の結果を分析し、授業改善のため提案授業を実施した。その取り組みを「問題解決的な学習」の具体例として周知した。今後、思考力、判断力、表現力を伸ばす教育の必要性を学校訪問などで指導していく。（１） ②外国語教育の充実を図るため、英語指導助手の活用、小中連携、指導法研修など継続的に行っている。外国語教育の今後の動向を見据えて学習到達目標の設定などの準備をしていく。（２） ③通学路の安全点検を関係機関が合同で行うことにより、各々の状況に応じた改善が図られた。安全・安心を確保するために関係機関の連携をさらに進めていく必要がある。（３）
基本方針	6 魅力ある市立高校づくり
点検・評価委員会の	①魅力ある市立高校を目指し、「魅力ある高等学校づくり推進協議会」にて今後に向けた協議を行い、校内で組織する「学校改善作業部会」とも連携し、ＡＬＴの導入や教員の指導力向上を目指した。その結果、外部への教員派遣研修など平成27年度予算へ反映された事項があった。（１）
基本方針	7 社会教育の充実
点検・評価委員会の	①公民館の幅広い事業展開をめざし、公民館への指定管理者制度を導入し、公募により事業者を決定した。導入により点検・評価を継続的にしていく必要がある。（１） ②市民カレッジを改編し、習志野市の独自性をより高めたカリキュラムで実施できた。今後、学習成果が地域に還元されているか検証が必要である。（２）
基本方針	8 文化財の保存と活用
点検・評価委員会の	①旧鵜田家住宅の災害復旧工事を開始することができた。実叡3丁目遺跡出土土器の市指定文化財指定をはじめとして、文化財の保存を進めることができた。引き続き文化財指定に向けての準備をするともに、文化財の収納場所の確保について検討する必要がある。（１） ②総合教育センターでの文化財展示や文化財リーフレットの市ホームページへの掲載など、文化財活用を着実に進めている。今後もさらに展示の充実や広報を図る必要がある。（２）
基本方針	9 芸術文化の振興
点検・評価委員会の	①文化的な行事への市民参加や市民の芸術文化に触れる機会を増やすため、芸術文化団体への支援を強化してきた。芸術文化活動全体をマネジメントできる体制づくりの支援が必要である。（１）
基本方針	10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進
点検・評価委員会の	①オービックシーガルズなどの地元トップチームのホームゲームの開催を継続して行っている。「みるスポーツ」を一層推進し、市民がスポーツに親しむ機会を増やしていく。（１） ②トップアスリートが小学校やスポーツ教室などで講師を務めるなどスポーツを通じた地域交流が進められている。さらに地域交流事業を推進し、スポーツによるまちの活性化を図る必要がある。（１）
基本方針	11 青少年健全育成の推進
点検・評価委員会の	①放課後児童会運営では、児童福祉法の一部改正に伴い習志野市放課後児童健全育成事業条例を制定し、平成27年4月からの放課後児童会の小学校6年生までの受入体制の準備を進めた。安定した運営を図るため、支援員・教室の確保が急務である。（１） ②富士吉田青年の家などで季節に応じた催し物を行うなど工夫がみられている。今後も青少年施設の活用を一層推進していく必要がある。（２）

基本方針	12 家庭教育力の充実
点検・評価会の	①各学校で講師を招聘するなどして家庭教育学級を開催し、家庭と学校との連携を図ることができた。今後、家庭・地域と連携をさらに深め、家庭教育力の充実を図るための支援が必要である。（１）
基本方針	13 地域に開かれた学校づくり
点検・評価会の	①各学校で保護者参観の実施方法を見直したり、学校行事を積極的に公開したりするなどして学校と家庭・地域の情報交換の促進を図った。学校ホームページの有効活用が課題である。（１） ②様々な教育活動で学校支援ボランティアの活動が充実してきている。学校支援地域本部の活動を活性化し、地域と学校の連携をさらに推進する必要がある。（２）
基本方針	14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり
点検・評価会の	①「こども110番の家」の拡大を図り、児童生徒の緊急回避場所としての役割を果たしている。今後は、点検活動を行うなどして、より詳細な実態把握をしていくことで不審者出没の抑止力につなげていく。（１）
基本方針	15 安全で潤いのある学校環境の整備
点検・評価会の	①市内小中学校の耐震化工事が完了した。小学校トイレ改善事業、小学校大規模改造事業を進めるとともに、体育館の非構造部材耐震対策において、設計及び工事を実施していく。（１） ②「谷津小学校改築基本計画策定業務委託」を実施したり、谷津小学校全体配置計画検討会議を設置したりすることで、必要諸室、仕様などを決定した。今後は、奏の杜の一部の街区から谷津南小学校間のバス通学の円滑な運行を開始するための準備を行っていく。また、利用児童が増えていくことによる諸課題に対して検討を講じていく。（１）
基本方針	16 持続可能な社会教育施設の整備
点検・評価会の	①大久保地区施設再編のため（仮称）習志野市大久保地区公共施設再生基本構想の策定に取り組んできている。今後も市民との合意形成を図りながら着実に推進していく必要がある。（１） ②安全に使用するために老朽化した公共施設の適切な維持修理を確実にやっていく。（１）
基本方針	17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
点検・評価会の	①老朽化したスポーツ施設の適切な改修などを行った。今後は、公共施設再生計画との整合性を図りながら、計画的に施設改修を行う必要がある。（１） ②市内企業及び大学のスポーツ施設について行った実態調査を基に、利活用について協議していく必要がある。（１）
基本方針	18 教育行政の効率的・効果的展開
点検・評価会の	①「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」（報告書）については、再評価①・再評価②と継続的に評価している。今後は、概要版などの内容を工夫し、内容がわかりやすい点検・評価にしていく必要がある。（１） ②学校教育だよりの内容の充実を図るとともに、ホームページで公開することで教育に関する情報を効率的、効果的に発信していく。（２）

Ⅱ 平成26年度習志野市教育行政方針の評価結果

2 具体的な施策及び事業ごとの「主な取り組みと成果」・「今後の課題と方向性」

『基本方針1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上』に基づく具体的な施策及び事業	
担 当 課 等	こども保育課
主 な 取 組 み と 成 果	施策(1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進 ① 主体性を育む教育課程の編成と幼児一人一人の発達・理解に基づいた教育活動を展開します。 - 幼児の主体性を育む活動が展開される教育課程の見直し・改善を行い、各園共に幼児一人一人の発達についての理解を深めながら日々の実践を行ってきている。教育活動の質の向上を目指し、環境構成の在り方の工夫、指導内容・ねらいの明確化を図りながら教育活動の充実を図ることができた。 - 自園の実態や地域の環境を考慮しながら、就学前保育一元カリキュラムを活用し保育・教育に生かすことができた。制度の改革や社会情勢の変化を踏まえ保育一元カリキュラムの見直しも視野に入れていきたい。 - 保育一元カリキュラムの発達の道すじと自園の幼児の実態を踏まえ、指導計画の改善を行った。 ② 体験と言葉を重視した教育活動の展開と幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。 - 豊かな体験をとおして、質の高い経験につながるように活動内容の吟味や支援の在り方を工夫してきた。また、日々絵本に親しむ環境を整えることで、言語表現や思考力の芽生えにつながるように努めた。 - 子ども同士の交流や保育・教育の相互参観をとおして、発達の捉え方や指導の在り方など情報交換を行うことで子どもたちの生活の見直しや指導に生かすことができた。 ③ 幼稚園・こども園での保育・教育の質の向上を目指した研修を推進します。 - 若年層、中堅層等経験に合わせて研修を行い、一人一人の課題を見極めながら指導をしてきた。そのことで幼児への働きかけが具体的になり、ねらいと評価の整合性を意識した保育につながってきている。
	施策(2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進 ① 主体的に楽しく体を動かす環境づくりや指導方法の工夫に努めます。 - 幼児が自らの意欲を喚起する環境構成の工夫や体を動かした後に満足感や充実感を味わえるような働きかけをしてきた。このことで興味や関心が広がり多様な動きを引き出す活動に進んで取り組む幼児の育成につながった。 ② 健康な心と体を育てる食育の推進と保護者との連携による基本的生活習慣の定着・確立に努めます。 - 教師や友達と一緒に食べることの楽しさを味わわせながら、食べることで健康な体になることを繰り返し伝え大切さを気づかせてきた。また、家庭には、幼児が健康に過ごせるための生活習慣を身に付けることの重要性を伝え、家庭と園での生活経験の連携を図りながら適切な生活習慣の定着につなげることができた。 ③ 幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。 - 生活の中で友達への思いやりや約束を守ることの必要性に気付ける環境を工夫した。幼児の中に規範意識や相手を認める思いが育っている。また、幼児の育ちや課題を保護者に伝えることで家庭との協力体制づくりにも努めた。
	施策(3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進 ① 園生活を安全・安心に過ごせるための安全管理・安全教育を推進します。 地域や園の実態に応じた防災マニュアルを作成し、毎月計画的に様々な訓練を行ってきている。回を増すごとにねらいや内容も高まり、幼児が様々な場面に応じた危険回避のための意識づけができた。
	施策(4) 一人一人に応じた特別支援教育の推進 ① 一人一人の理解に基づいた指導方法の充実を図ります。 - 幼児一人一人の姿を多面的にみられる支援の体制を整え幼児の困り感の理解、対応の在り方について職員全員で考えながらより良い支援の工夫に努めることができた。また、学級運営や支援児への対応についての訪問指導の実施によって職員の意識が高まった。 ② 園内における支援体制の強化と関係機関との円滑な連携を推進します。 - 各園ともコーディネーターを中心に関係機関との連携を図りながら、園全体で子どもを見ていくという体制づくりと子どもの発達や課題に対す理解を深めることができた。
	施策(5) 私立幼稚園等との連携及び就園奨励事業等の推進 ① 私立幼稚園等との連携強化と研修会参加の促進に努めます。 - 市立幼稚園の教員を対象の実技研修・理論研修への参加について継続的に働きかけてきたことで、研修に参加しやすい体制が整ってきている。研修の中で意見交換なども行われ充実したものとなった。 ② 幼稚園就園奨励費補助事業の拡大に努めます。 - 保育料の経済的軽減措置として、私立幼稚園就園奨励費補助事業、市立幼稚園では保育料減免措置を推進し、平成26年度新たに、多子世帯の所得制限が廃止となり対象者の拡大につながった。
方 今 向 後 性 の 課 題 と	○ 幼児期に育てたい主体性を分析し、身に付けるための教育環境や教育活動の充実を目指す。(1) ○ 言葉を重視した教育活動は、小学校への滑らかな接続にとって重要であることを意識し活動の精選や経験の持たせ方の工夫をしていく。また、学級運営の中で特別な支援を要する幼児への対応を今年度同様、指導主事と臨床心理士が訪問して取り組む。(2)(4) ○ 幼稚園は安全・安心な場であることの大切さを意識し、環境の整備・改善や幼児が安全に対する意識をもてるような支援をしていく。(3)

『基本方針2 子育て・子育て支援の充実』に基づく具体的な施策及び事業	
担 当 課 等	こども保育課 こども政策課
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策(1) 市立こども園の整備と充実 ① こども園の保育・教育の検証と充実を図ります。 - 既存のこども園の検証を活かしながら、新しいこども園の運営や保育教育の充実に努めることができた。 ② 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第2期計画」を推進します。 - 第2期計画に基づき、実花幼稚園及びつくし幼稚園は、平成29年4月に保育所機能を付与する形で私立化を計画している。これに伴い、基本的な指針となる「習志野市幼稚園私立化ガイドライン」を改定する必要があると、学識経験者や保護者代表等を委員とした、習志野市立幼稚園・保育所私立化ガイドライン改定懇話会を開催した。
	施策(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進 ① 「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組みます。 - 社会経済情勢や新たな市民ニーズ、地域状況を踏まえ、これまで本市が築き上げてきた子育て支援の取り組みを継承しつつ、引き続き「子育て日本一」をめざす新たな指針として「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定した。 ② 「子育てふれあい広場」の内容の充実と自園開放広場の充実に努めます。 - 子育てふれあい広場や自園開放広場で、親子でのふれあい遊びや子育て情報の発信、また、在園児とのふれあいを積極的に設けたことで、子育ての楽しさと共に子どもの成長・発達について理解してもらえる機会となった。また、幼稚園間で情報の共有をすることで内容の充実を図ることができた。 ③ 預かり保育の内容の充実に努めます。 - 教育課程に係る教育時間後の教育活動として、教育課程内での活動や異年齢交流を無理なく取り入れていくことで、保育内容の充実につながった。
	施策(3) 家庭・地域との連携の強化 ① 地域に根ざし、家庭・地域に信頼される幼稚園・こども園運営を推進します。(学校評価の活用) - 幼稚園職員による内部評価の公表と保護者による教育に係るアンケートのまとめと公表を行い、園側と保護者側の意識の差に気付くとともに、改善について検討・実践することで、園・家庭・地域の連携を深めながら信頼される幼稚園としての運営に努めることができた。 ② 望ましい発達を促す家庭・地域社会との連携を推進します。 - 幼児の生活習慣確立のために家庭の協力を得ながら、幼児の様子を伝えたり、家庭への発達を促す働きかけを行ったりして、幼児の成長につなげてきた。また、地域で幼児がどのように生活しているのかを把握し、地域の中で育つ幼児の姿を支えてきた。
方 向 後 性 の 課 題 と	○ 既存のこども園の検証を活かしながら、運営や安全に生かしていくことで更なる充実を図っていく。(1) ○ 保護者や地域の子育て支援のニーズの把握と幼児の発達を促えた教育活動の充実を図っていく。(2) ○ 今後も地域や家庭と連携して生きる力の基礎を身に付ける幼児期の教育の充実を目指していく。(3)

『基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展』に基づく具体的な施策及び事業		
担当課等		指導課 学校教育課 総合教育センター
主な取り組みと成果	施策(1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展 ① 共感的理解に根ざした心の通う生徒指導を推進します。 ・ 計画的に学校訪問を行うことで生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開を推進することができた。 ・ 生徒指導主任、長欠対策主任合同で事例研修を行い、組織的な取り組みを行うことへの意識を高めることができた。 ② 豊かな人間関係づくりを支援する教育相談体制の充実を図ります。 ・ 年3回のいじめアンケート後、全員を対象に教育相談を行うことができた。 ・ 各小中学校で教育相談の体制づくりを行い、全ての教職員で対応できるよう組織的な取り組みを行うことができた。 ③ 学校・家庭・地域及び関係機関との連携の促進に努めます。 ・ 市総合教育センター、子育て支援課、児童相談所等、関係機関と「ケース会議」を行うなどして、児童生徒への対応の共通理解を図ることができた。 ・ 不登校児童生徒の来所相談や適応指導教室の活動をとおして、家庭や学校、関係機関と共通理解を図ったことで学校復帰を果たした子どもがいた。学校と連絡をとり合い、個に応じた支援を行った。	
	施策(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展 ① 特別支援教育システムの整備を進めます。 ・ 学校訪問や研修会などをとおして、一人一人のニーズに合わせた特別支援教育の大切さを周知する機会を設けるとともに、学校全体で特別支援教育に取り組む体制づくりに努めた。 ② 就学指導の改善・充実を図ります。 ・ 保護者に、就学指導委員会での就学審議の必要性を各小中学校・幼稚園・こども園・保育所等から伝えてもらい、「よりよい就学」を考える機会を設けた。今後も通級指導教室や特別支援学級の新設を進め、「よりよい就学」ができる環境を整えていく。 ・ 学校訪問や研修会などをとおして、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の確立を推進することができた。 ③ 通常学級に在籍する発達障がい児などに対する支援を進めます。 ・ 心理発達相談員と指導主事が年間90日の学校巡回訪問を行った。学校から依頼された児童生徒の様子を観察し、担当教職員の話聞きながら、どのような支援が適切なのかを一緒に考えアドバイスをした。 ・ 個別の指導計画をもとに支援の仕方を協議し、新しく取り入れた支援については書き加えてもらい、活用できる支援計画にしていた。夏季休業中などに、個別の教育支援計画の活用方法について相談会を設け、支援の仕方を考える手立てについて話し合うことができた。 ④ 特別支援教育の理解啓発の充実を進めます。 ・ 通常学級担任対象事例研修（年4回）、特別支援教育コーディネーター研修（年4回）、知的障がい指導法研修（年4回）、言語・難聴・自閉・情緒障がい指導法研修（年7回）を通じて、指導力の向上に努めることができた。 ・ 特別支援学級と通常学級との交流や共同学習を推進することができた。 ⑤ 特別支援教育支援員を配置し、支援体制を整えます。 ・ 支援員を学校配置、個人配置に加え、新たに特別支援学級に配置した。 ・ 支援員の資質向上のために、年3回の研修会を実施することができた。	
	施策(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展 ① 「授業力」と「児童・生徒にかかわる力」の向上と「モラルアップ」の推進を図ります。 ・ 経験年数2～5年目の初期層教職員を対象とした研修会では、経験年数に応じて内容を工夫したり、教職現場のニーズに応じた講師を招聘したりなどして、受講者の8割以上から肯定的な評価（満足度）を得ることができた。 ・ 全小中学校から代表者を集め、「モラルアップ研修」を実施した。また、学校教育課の管理主事を講師として、全小中学校で「不祥事根絶研修」を実施し、職員一人一人のモラルアップの意識を高めることができた。 ・ 教育相談研修3日、特別支援教育研修4講座、ICT機器活用研修3日（6回）では、対象職員のみでなく、希望者も受講できるようにしたり、より実践的な内容にしたりすることで、より多くの教職員が指導力を向上させることができた。 ・ 初任者には講義以外にDVDを活用した演習、初期層研修では市内探訪やボランティア活動に取り組むなど、体験的な研修により本市への理解を深めることができた。夏季休業中の実施や市内教職員を講師に依頼したことで、受講者の満足度も高い。	
方向性の課題と	○ 不登校になったきっかけを細かく分類し、整理することで児童生徒に対する理解を深め、指導の方向性の確認等に役立てていく。(1) ○ 教職員の特別支援教育に関する理解の深化と指導力の向上、さらにインクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みを推進する。(2) ○ 教職員の年齢構成を考え、ミドルリーダーの育成のために、中堅教員の研修の充実が必要である。(3)	

『基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		指導課 学校教育課 社会教育課 総合教育センター
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策(1)「確かな学力」を育む教育の推進 ①「確かな学力」向上のための教師の「授業力」の充実を図ります。 - 一斉授業を基本とし、発問・板書・ノート指導の充実を図るよう、学校訪問や指導案検討などで具体的に指導した。 - PC・OHC等のICT機器の活用が広がった。使用形態も前時の復習、課題の提示、まとめの部分など工夫した授業が増加した。これにより、子どもがひきつけられる授業の幅が広がった。 - 指導案作成時には、指導と評価の一体化を図るとともに、形成的評価を大切にするよう指導した。	
	施策(2)「豊かな心」を育む教育の推進 ① 豊かな人間性や社会性を培う体験活動の充実を図ります。 - 学校行事や各教科及び道徳に体験活動を取り入れ、新たな経験の中で豊かな人間性を育んだ。 - 地域の方に学ぶなどして新たな環境の中で体験学習することで、社会性が培われた。 ② 豊かな心を育てる道徳教育の充実を図ります。 - 道徳教育推進委員会等の組織を設置し、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力して道徳教育を推進することに努めた。 - 県教育委員会が作成した「映像資料」の活用や地域や保護者への授業公開を積極的に行い、家庭や地域と連携し子どもたちの道徳性の向上を図った。 ③ 人を思いやり、命を大切に人権教育・福祉教育の推進を図ります。 - 学校の生徒会の活動にいじめ問題を扱う等、人権について学校全体で取り組むことで、人を思いやる気持ちが育まれた。 - 福祉体験を取り入れたり、講演会などで命の大切さや福祉学習を行ったりすることができ、福祉教育の推進を図った。 ④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。 - 科学工夫論文展、読書感想文への取り組み、英語発表会、総合教育展覧会、小中書初展、「文集ならしの」の発行などにより、豊かな情操を育てることができた。 - 管楽器講座を継続して吹奏楽や管弦楽の基盤づくりを行った。習志野文化ホールを活用した各学校の合唱コンクールや音楽発表会、小中音楽会、ならしの学校音楽祭の開催を実施し、「音楽のまち習志野」の芸術振興、情操教育を推進することができた。	
	施策(3)「健やかな体」を育む教育の推進 ① 学校と家庭・地域が連携した健康・安全教育を推進します。 - 緊急時における初期対応能力を培うために、消防署の協力を得て市内の小中学校で救急救命講習を実施した。蘇生法やAEDの使い方について実技をとおして学び、実践力を高めることができた。 ② 学校体育の充実を図ります。 - 平成26年度新体力テストの結果を各学校に周知し、体力面において県平均・国平均との比較をすることで課題を持ち、取り組むよう働き掛けた。 - 小学校においては、「遊・友スポーツランキングちば」への積極的な参加の奨励や陸上大会での8の字跳びをはじめ、体力の保持・増進に努めるように働き掛けた。	
	施策(4) 食育の充実を図り、安全・安心な学校給食の実施 ① 地産地消を推進します。 キャロット計画において、各学校では習志野特産品のにんじんを給食に使用し、児童生徒及び保護者へ給食時間や給食だより等を通じて周知した。さらに、この計画をとおして地元農家との連携が図られ、にんじん以外の野菜の利用も行うことができた。また、これらの活動を通して、食育の充実を図ることができた。	
	施策(5) 特色ある学校づくりの進展 ① 各校の伝統の継承とその特性を生かす教育を推進します。 - 各校の自主研究及び市指定校の研究を支援・推進した。 - 各校が取り組む研究を公開し、研究成果を市内全体で共有していくために指導・助言を行った。	
今 後 の 課 題 と 方 向 性	○ 児童生徒自らが考え、具体的に取り組むことで人権に対する意識を高め、人を思いやる気持ちや優しさを育み、いじめ撲滅へとつなげていく。(2) ○ 学校内の組織や指導力の向上という側面にとどまらず、引き続き積極的に授業公開をするともに学校と家庭・地域とが連携した授業展開、あいさつ運動や学校・地域の環境浄化活動・体験学習等により、児童生徒の心を育てていく。(2) ○ 市全体として、短距離走(50m走)、投力(ソフトボール投げ、ハンドボール投げ)が県・国の平均より劣っている。この状況をどのように解消していくかについて指導方法などを順天堂大学や体育を研究している小学校の全体講師の先生方等に御指導をいただきながら、全市として取り組めるようなものを模索していく。(3)	

『基本方針5 子どもを未来へつなげる教育の展開』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		指導課 学校教育課 総合教育センター
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策(1) 「思考力、判断力、表現力」を伸ばす教育の展開 ① 授業形態・指導方法の工夫・改善を図ります。 - 習志野市学力調査の結果から、授業改善のため提案授業を実施した。その取り組みをDVDや提言にして配布し、「問題解決的な学習」の具体例を周知した。今後、各学校における詳細な周知・活用方法について客観的な評価が必要である。 - 教師の発問、ノート指導、板書、ICTの利活用の工夫等について、指導し、改善を図った。	
	施策(2) 国際化社会に生きる資質・能力を培う教育の展開 ① キャリア教育の充実を図ります。 - 望ましい勤労観・職業観を育成するために、小中学校で職場見学や職場体験を実施した。学校間の接続を意識し、発達段階に応じたキャリア教育が進展している。 - 中学校においては将来を見据えた進路指導を推進し、上級学校へのスムーズなつながりができた。 ② 情報教育の充実を図ります。 - 研修などを実施した結果、主要教科以外でICT機器の活用が広がった。教師のICT機器等の活用頻度が高くなった。 - 各学校で策定した情報モラル教育から授業においてその場で指導していく方法が一番効果的であった。指導者の側にも発達段階に応じてさらに細かく指導できるように今後も研修を継続していく。 ③ 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。 - 英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を継続的に行うことで、充実を図ることができた。 - 総合的な学習の時間や校内の掲示物、環境作り・整備に努め、外国の文化や言語に触れる場を増やし、国際理解教育の充実に向けた取り組みを行った。 ④ 平和教育・環境教育の充実を図ります。 - 社会科の授業を中心とし、平和教育の充実を図った。 - 市内の平和市民代表団として生徒を広島に派遣し、それらを広報活動することで、身近な問題としてとらえることができた。	
	施策(3) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開 ① 安全管理を徹底します。 - 児童虐待の案件については、学校・子育て支援課・児童相談所等と情報共有を図り、相談者の思いに寄り添い、適切な解決に向けて組織的に対応にあたった。 - 通学路の安全点検を教育委員会、警察、道路交通課、PTAが合同で実施した。その結果、市内小中学校の通学路の26箇所状況に応じた改善が図られた。 ② 安全教育を推進します。 - 市内全ての小学校で交通安全教室を実施した。自転車の乗り方や危険運転について実技をとおして学習し、交通安全に対する意識を高めた。	
方 今 向 後 性 の 課 題 と	○ 今後小中学校全体で全教科におけるキャリア教育の推進をしなければいけないと考える。そのための年間計画をしっかりと作ることが大切である。(2) ○ 外国語教育・国際理解教育については、グローバル化に向けて、指導法に関する研修会への参加と研修内容の校内への伝達等による充実を図る。また、小中連携に関しては、情報交換にとどまらず、具体的な取り組みを行うことで成果と課題を明らかにしていく。(2)	

『基本方針6 魅力ある市立高校づくり』に基づく具体的な施策及び事業	
担 当 課 等	習志野高校 学校教育課
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策（１） 多様な高校教育の展開 ① 学力向上及び専門的な知識や技能の定着を目指した教科指導の改善・充実を図ります。 - 文類・理類型の選択、多様な選択授業の導入により個々の能力の伸長に大きく寄与した。 - 進学補習の開講、進学勉強合宿の実施の結果、進学に対する意識の改革が図られた。 ② 望ましい勤労観や職業観を育て、適切な進路実現ができるキャリア教育や進路指導の充実を図ります。 - 進路先訪問・見学会の実施により進学先の現状と問題点の把握が図られた。 - 進路ガイダンス・講演・外部講師による職業体験学習・模擬授業の実施により、将来観に対する個々の意識の改革が図られた。 ③ 部活動の推進による、豊かな人間性と社会をたくましく生きる力を育成します。 - 努力の結果から得られた全国高等学校総合体育大会6種目、52名の出場体験から、達成感・充実感を体感でき人間的な成長が図られた。 - 全日本マーチングコンテスト金賞、全日本吹奏楽コンクール銀賞の実績は、個人の自信と学校への市民からの期待感・存在感に大きな影響を与えた。 ④ 進展する国際社会やICT社会に対応できる力を培う国際理解教育、情報教育を推進します。 - 習志野市国際交流協会主催（市内高校合同）による海外語学研修への参加及び姉妹都市タスカルーサ市訪問団との歓迎交流会の実施により、自国の常識に囚われず、より広い価値観や考え方で物事を捉えるセンスの獲得に影響を与えた。
	施策（２） 地域や社会に開かれた魅力ある高校づくりの推進 ① 小中学校との相互交流及び地域との連携を推進します。 - 年間11団体330名以上の関連団体に活動の場を提供することにより、地域と学校との相互理解の場としての役割を果たした。 「これが吹奏楽だ」、小学校管楽器講座、市民まつり、実籾ふるさと祭りパレード、幼稚園児との交流などへの参加実績から、地域と共に歩む学校づくりに貢献している。
方 向 後 性 の 課 題 と	○ 進路指導部・学年を中心とした自己実現の観点に立った進路指導を行い、行ける大学から行きたい大学への選択を基本とした進路相談・個別指導を中心に生徒の進路意識の啓発を図る。（１） ○ 英語指導助手の導入による「英語が使える習高生の育成」のための英語力の向上を図る。（１）

『基本方針7 社会教育の充実』に基づく具体的な施策及び事業	
担 当 課 等	社会教育課 公民館 図書館
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策（１） 学習機会の充実 ① 公民館における幅広い事業展開を目指し、一部公民館への指定管理者制度導入に向け検討します。 - 平成27年4月からの新習志野公民館への指定管理者制度導入に向けて、公募により事業者を決定した。 ② 図書館システムの向上や返却場所の拡大など図書館機能の充実を図ります。 - JR津田沼駅南口連絡所に返却用ブックポストを設置し、利便性の向上を図った。
	施策（２） 学習成果の活用 ① 平成25年度に引き続き市民カレッジを改編し、地域活動への参画を図る体験型の学習を展開していきます。 平成25年度～26年度に改編した市民カレッジを実施し、学習の会場に、すべての公民館を組み込み、また、カリキュラムに「谷津干潟」「ボランティア」「習志野高校」「防災、危機管理」「町会・まちづくり」といった習志野市独自の具体的な素材を用意した。平成26年度は、改編後初めてとなる卒業生を輩出するとともに、受講生の意見聴取を行った。
方 向 後 性 の 課 題 と	○ 平成27年度から新習志野公民館に導入する指定管理者制度の効果について評価・検証していく。また、今後の公民館の運営方法について、方向性を検討する。（１） ○ 平成25～26年度に改編した市民カレッジにおいて、受講生の意見を踏まえ、学習成果が地域に還元できているかを検証していく。（２）

『基本方針8 文化財の保存と活用』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		社会教育課
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策(1) 文化財の保存 ① 旧鵜田家住宅の災害復旧を実施します。 - 平成26年8月から旧鵜田家住宅災害復旧工事を実施している。(平成26～27年度の継続事業) ② 郷土の歴史を学習できる文化財の保存を推進します。 - 寄付受入れ等により市の歴史に関する資料の収集に努め、その保存を図った。 「実籾3丁目遺跡出土土器」を市指定文化財に指定した。 - 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、開発事業者及び関係機関等との協議並びに情報交換に努め、確認調査の実施をはじめ、適切な保存対策を行った。 - 平成25年度に発掘調査を実施した藤崎3丁目南遺跡D地点・谷津貝塚(58)の出土資料・記録類を整理し、報告書を刊行した。編集に際してはデジタル版組により効率化を図った。 ③ 埋蔵文化財保護体制の充実を図ります。 - 県の講習会や千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会等の活動をととして、埋蔵文化財保護に関する情報の収集に努めた。 施策(2) 文化財の活用 ① 遺跡・歴史的建造物等の活用の充実を図ります。 - 総合教育センター等で文化財の展示を行い、市民が文化財を目にする機会を増やした。 - 旧大沢家住宅・旧鵜田家住宅のリーフレットを市ホームページからダウンロードできるようにした。	
	○ 文化財及び歴史資料の調査・収集、保護・保存等を適切に実施し、収蔵・展示場所の確保に努める。(1)(2) ○ 開発事業に伴う埋蔵文化財の保存について、開発事業者及び関係機関等との協議並びに情報交換に努める。(1) ○ 市指定文化財の新たな指定に向けて準備作業を行う。(1) ○ 旧大沢家住宅の広報に努める。旧鵜田家住宅の災害復旧工事を完了し、早期再開を目指す。(1)(2)	
『基本方針9 芸術文化の振興』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		社会教育課
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策(1) 芸術・文化活動の振興 ① 「音楽のまち習志野」の象徴的な存在である習志野文化ホールの施設保持に取り組むとともに、公益財団法人習志野文化ホールの支援に努めます。 - 平成27年4月の習志野文化ホールの市への受け入れに向けて準備を進めた。 ② 市民文化祭、習志野市美術展覧会、習志野第九演奏会等の市民参加行事を支援します。 - 芸術文化団体への支援の在り方を検討し、習志野市芸術文化協会を強化する体制づくりを行った。	
	○ 習志野文化ホールの建物施設の老朽化対策に取り組むとともに、指定管理者である公益財団法人習志野文化ホールと連携し、質の高い芸術鑑賞の機会を提供していく。(1) ○ これまで行事毎に行ってきた支援を平成27年度より習志野市芸術文化協会に一本化し、本市の芸術文化活動のマネジメントができるよう体制の支援を図る。(1)	

『基本方針10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		生涯スポーツ課
主な 取 組 み と 成 果	施策(1) 「する・みる・支える」スポーツの推進 ① 平成26年度全国高等学校総合体育大会水泳競技大会を開催します。また、参加する選手がその力を十分に発揮でき、多くの市民に応援してもらえる大会にします。 - 平成26年8月17日～20日に平成26年度全国高等学校総合体育大会水泳競技大会を千葉県国際総合水泳場で開催した。大会の開催にあたっては、おもてなしの心をもって選手等を歓迎するとともに、選手の力が十分に発揮できるように運営に努めた。多くのスポーツボランティアの協力と市民をはじめたくさんの観客の応援により、大会を成功させることができた。 ② 地元トップチームのホームゲームの開催や地域交流事業を推進します。 - 秋津サッカー場において、茜浜を拠点とするアメリカンフットボールチームの「オービックシーガルズ」の公式戦やジェフユナイテッドレディースの公式戦（なでしこリーグ）等の地元トップチームの大会を開催した。また、日本女子ソフトボールリーグを招致し、秋津野球場で大会を開催した。 - 地元トップチームの選手等が小学校の授業の講師を務めるなど、地域住民との交流を行った。 ③ トップチームやアスリートの技術等を活かしたイベント・教室等の開催を推進します。 - スポーツ振興協会によるスポーツ教室では、日本代表選手を講師に招き、また、習志野市体育協会主催のジュニア育成事業では、オービックシーガルズのトレーナーや阿武松部屋の力士が、子どもたちを直接指導した。 - サッカー解説者のセルジオ越後氏を講師に招き「市民スポーツ講演会」を開催し、スポーツを通じた地域づくりや子育て等について講演いただき、指導者等の知識向上を図った。	
	方 今 向 後 性 の 課 題 と	○ 地元トップチームのホームゲーム開催を継続し、更なる「みるスポーツ」の推進に努める。(1) ○ 地元トップアスリートやチームとの地域交流事業を推進し、スポーツによるまちの活性化を図る。(1)
『基本方針11 青少年健全育成の推進』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		青少年課 青少年センター
主な 取 組 み と 成 果	施策(1) 放課後児童会運営の充実 ① 児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業における放課後児童会の設備及び運営の基準について、条例制定に取り組みます。 - 習志野市放課後児童健全育成事業条例を制定し、平成27年4月からの放課後児童会小学校6年生までの受入体制に向け準備を進めた。 ② 大規模化が予想される谷津児童会の分割に取り組みます。 - 平成26年9月1日より、谷津第二児童会を新たに創設し、分割整備を行った。 施策(2) 青少年育成団体の活動支援 ① 富士吉田青年の家やあづまこども会館等の青少年施設の活用を推進します。 - 季節に応じた催物の開催や施設の周知を図った。 ② 引き続き青少年健全育成団体の活動を支援します。 - 青少年育成団体が主催する青少年健全育成事業への共催・支援・助成を行った。 - 青少年育成団体間の情報交換を図った。	
	方 今 向 後 性 の 課 題 と	○ 放課後児童会の安定した運営体制の構築(支援員の確保、教室の確保)に努めていく。(1)

『基本方針12 家庭教育力の充実』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		指導課 社会教育課 総合教育センター 公民館
主 成 果 な 取 り 組 み と	施策(1) 家庭教育相談の充実 ① 学校から発信する家庭教育支援を推進します。 ・ 家庭教育学級を通じ、発達段階に応じた家庭教育支援を推進した。 ・ 各学校で家庭教育学級を開催し、家庭や保護者との連携を図ることができた。	
方 今 向 後 性 の 課 題 と	○ 今後は、家庭に学校の様子を伝えるための手段を工夫したり、学校行事の持ち方を検討したりするなど学校からの広報活動を充実させる。(1) ○ 多くの保護者や地域の人たちにとってスムーズな連携が取れるような話題や行事の内容を考え、積極的に広報活動をしていく。(1)	

『基本方針13 地域に開かれた学校づくり』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		指導課
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実 ① 学校と家庭・地域相互の情報交換の促進に努めます。 ・ 各小中学校で保護者参観や学校行事を開放し、情報交換の場として位置づけ推進した。 ・ 学校から地域行事に参加することで、情報交換が密になった。 ② 学校評議員制度(学校運営協議会)、1000か所ミニ集会などの推進を図ります。 ・ 各学校で年3回の学校評議員会(秋津小は学校運営委員会)を開催し、地域家庭の意見を学校運営に反映した。 ・ 各学校でミニ集会を工夫し改善することで、地域の方や保護者が参加しやすく地域の意見が反映された。	
	施策(2) 地域と共にある学校づくりの推進 ① 家庭・地域の教育力を生かした教育活動を推進します。 ・ 学校支援ボランティア活動の活性化を図り、環境・安全・学校行事等の教育活動の支援が充実した。 ・ いつでも学校を参観できるような体制の構築や授業のコミュニティゲストを地域の人にお問い合わせすることで、地域の力が教育活動を推進した部分もあった。	
方 今 向 後 性 の 課 題 と	○ 今後もボランティア活動の充実と学校からの有効な発信に努めていく。(1)(2) ○ 今後、地域行事などに教職員や児童生徒が積極的に参加することで地域との一層の連携を図っていく。(2) ○ 学校ボランティアの人材の確保を積極的に進めていく。(2)	

『基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		指導課 青少年センター
と主 成 果 な 取 り 組 み	施策(1) 地域住民との連携による防犯・補導活動の推進 ① 子どもの安全確保のために、「子ども110番の家」の推進及び補導パトロールの充実に取り組みます。 ・ 「子ども110番の家」の拡大を図るため、各小中学校及び関係団体に呼びかけを行った。児童生徒の緊急回避場所としての役割や、不審者出没の抑止力となった。	
方 今 向 後 性 の 課 題 と	○ 「子ども110番の家」の拡大を各小中学校及び関係団体に呼びかけを行いながら、実態把握するための点検活動を実施していく。(1) ○ 今後も継続して児童生徒の緊急回避場所としての役割を果たし、不審者出没の抑止力となるよう取り組んでいく。(1)	

『基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備』に基づく具体的な施策及び事業	
担 当 課 等	教育総務課 学校教育課 こども保育課 習志野高校 鹿野山少年自然の家 給食センター
主な取り組みと成果	施策(1)安全・安心で楽しい学びの場として学校環境の整備を推進します。 ① 学校施設再生計画に基づき、最優先課題として事業化した小・中学校耐震化事業を平成26年度耐震化の完了を目指し耐震補強工事を実施するとともに習志野高等学校の耐震化に取り組みます。また、全小中学校や習志野高等学校の体育館における非構造部材の点検等を行います。 - 習志野高校普通教室棟の耐震補強工事を行った。また、特別教室棟の耐震補強工事の設計委託を行った。(工事は27年度) - 習志野高校の屋内運動場等大規模空間天井等の総点検業務を行った。不良箇所については、27年度に改修工事を行う。 - 小学校施設の耐震補強工事(向山小学校校舎耐震補強工事、東習志野小学校校舎等耐震補強工事等)を計4校、中学校施設の耐震補強工事(第四中学校新館耐震補強工事、第五中学校体育館耐震補強工事等)を計4校実施し、市内全小・中学校の耐震化を完了した。 また、小中学校の体育館の非構造部材耐震対策に係る点検(屋内運動場等大規模空間天井等総点検業務委託)を実施した。 ② 安全で安心した宿泊・体験学習環境整備のため、鹿野山少年自然の家(Is値0.35)の耐震補強老朽改修工事を行います。(宿泊棟・体育室・食堂棟) - 鹿野山少年自然の家の施設の耐震及び老朽による改修のため7月～12月まで耐震補強老朽改修工事を実施し、安全で安心な学習環境整備を行った。 ③ JR津田沼駅南口土地区画整理事業による谷津・奏の杜地域における児童増対応を図るため、谷津小学校児童増対応事業を実施します。 - 現谷津小学校の敷地内に一時校舎を設置するとともに既存校舎の老朽化対策として校舎及び体育館の全面改築を行う計画の検討を進めるにあたり、「谷津小学校改築基本計画策定業務委託」を実施した。谷津小学校全体配置計画検討会議を設置し、計7回検討会議を開催した中で、一時校舎の配置場所、必要諸室、仕様等を決定し、併せて、建て替え後の本設校舎の必要諸室及び校舎配置場所等について検討を行った。 - 通学区域を変更した奏の杜の一部の街区から谷津南小学校への通学に際しバス通学を導入することに関し、バスの運行形態、導入手法等の検討を行った。 ④ 津田沼小学校全面改築事業に係る最終年度でプールの建築、外構整備等を実施します。 - 津田沼小学校全面改築工事(プール棟建築工事、グラウンド整備工事等)を実施した。津田沼小学校全面改築事業を完了した。 ⑤ 学校施設の老朽化対策の一環として、小学校トイレ改善事業、小学校大規模改造事業等を実施します。 - 大久保東小学校校舎トイレ改修工事を実施した。 - 袖ヶ浦西小学校大規模改修工事設計業務委託、大久保東小学校大規模改修工事設計業務委託を実施した。
今後の課題と方向性	○ 小中学校の体育館の非構造部材耐震対策において、平成26年度に実施した点検の指摘事項に基づき、設計及び工事を実施する。(1) ○ 谷津小学校全面改築に係る基本設計・実施設計業務を進めるとともに、奏の杜の一部の街区から谷津南小学校間のバス通学に関し、平成27年9月末からの円滑な運行を開始する。また、利用児童が増えていく各段階における諸課題に対して検討していく。(1) ○ 国からの財源(学校施設改善交付金)を活用し、袖ヶ浦西小学校校舎の大規模改造工事を実施する。併せて、平成28年度に校舎の大規模改造工事を計画する、東習志野小学校及び第四中学校の工事のための設計業務を行う。また、事業費について、計画と実行段階との間において大幅な離が生じる結果となっているため、計画そのものの見直しが必要である。(1)

『基本方針16 持続可能な社会教育施設の整備』に基づく具体的な施策及び事業	
担 当 課 等	社会教育課
主な取り組みと成果	施策(1)様々な手法による社会教育施設の整備 ① 大久保地区の施設再編について、資産管理室と連携を図り、機能の充実かつ安全安心を前提とした計画の推進、及び市民との合意形成に努めます。 - 習志野市大久保地区公共施設再生基本構想(素案)をもとに、ワークショップ及びアンケート等を行い、その結果を市民に発表する場を設けた。 (仮称)大久保地区公共施設再生基本構想策定のため、平成27年3月から4月にかけてパブリックコメントを実施した。 ② 市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 - 屋上防水のための修理(東習志野コミュニティセンター)や冷温水器の修理(谷津コミュニティセンター)等を実施し、安全な施設利用の確保に努めた。
今後の方針	○ 引き続き、大久保地区の施設再編に取り組み、公民館・図書館等再編施設の具体的な方針を検討する。(1) ○ 老朽化した社会教育施設を利用者が安心して利用できるように、定期的な点検を継続していくとともに施設の維持補修を行う。(1)

『基本方針17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		生涯スポーツ課
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策(1)「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	
	① スポーツ施設の老朽化対策など必要な改修を実施します。 ・ 実籾テニスコートへ通じる通路の舗装を全面改修し、通行者の安全確保に努めた。 ・ 老朽化した秋津野球場の防球ネットの改修を行った。 ② 市内企業、大学の施設の利活用について検討します。 ・ 企業、大学との連携体制を構築し、スポーツ活動の環境を拡充を図るため、市内企業や大学が所有するスポーツ施設についての実態調査を行った。 ③ 公園や遊歩道などの有効な活用方法について検討します。 ・ ハミングロード等をコースとした「オール習志野歩け歩け大会」を開催した。	
方 今 向 向 後 後 性 性 の の 課 課 題 題 と と	○ 老朽化したスポーツ施設の改修等については、公共施設再生計画と整合性を図りながら、計画的に老朽化したスポーツ施設の改修を行う。(1) ○ 引き続き、市内企業や大学施設の利活用について検討する。(1) ○ 市民が身近に運動やスポーツを行えるような環境整備について検討する。(1)	

『基本方針18 教育行政の効率的・効果的展開』に基づく具体的な施策及び事業		
担 当 課 等		教育総務課
主 な 取 り 組 み と 成 果	施策(1)PDCAサイクルに基づく活動の推進	
	① 「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」(報告書)の内容を見直します。また、ポイントをまとめてホームページ上に公開することを検討します。 ・ 「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」(平成25年度版)をホームページで公開した。内容について一層の充実を図っていく。	
方 今 向 向 後 後 性 性 の の 課 課 題 題 と と	施策(2)情報発信の推進	
	① 「学校教育だより」の内容の改善・充実を図ります。 ・ 学校のことだけでなく、社会教育などの内容も取り上げ、内容の充実を図った。さらなる内容の充実を図るとともに、発信方法も工夫していく。 ○ 「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」(報告書)の内容を精査するとともに、概要版などを作成し、わかりやすくPDCAサイクルの内容を公開していく。(1) ○ 「学校教育だより」をホームページで公開することで、学校などの情報を積極的に発信をしていく。(2)	

Ⅲ 継続する課題の再評価

1 再評価①

「26報告書」で「今後の課題と方向性」として示された内容に対する取り組みの評価

「26報告書」では、
 「Ⅱ 平成25年度教育行政方針の評価結果」
 『2 具体的な施策及び事業ごとの「主な取組みと成果」・「今後の課題と方向性」』
 の「今後の課題と方向性」として、平成25年度教育行政方針に示した14の重点施策それぞれについて、平成25年度における取り組みの結果残された課題を示しました（14施策で合計36の課題が残っています）。
 これらの課題に対しては、25年度中に取組み方法の改善、予算の計上等を図り、さらに26年度に改善に向けて具体的に取り組みました。
 この課題解決に向けた取り組みについて、平成26年度末に、具体的な取組みの確認、予算措置、達成度、方向性の観点で再評価結果を行いました。各課題に対する再評価は以下のとおりです。
 また、予算措置・達成度・27年度以降の方向性についての基準、その基準に該当する課題の数は下記の通りです。

予算措置の有無

記号	基準	数
◎	平成25年度以前から予算に計上していたもの 特に …………… 今年度大きく増額の場合（＋） 今年度大きく減額の場合（－）	18
○	平成26年度において予算に計上したもの	2
☆	平成27年度に予算化したもの、または、平成28年度以降に予算化するもの	3
*	予算を付けていないもの	13

平成26年度における事業の達成度

記号	基準	数
A	十分取組めたと判断される項目	17
B	概ね取組めたと判断される項目	18
C	あまり取組めなかった項目	1
D	全く取組めなかった項目	0

平成27年度以降の方向性

記号	基準	数
継続	25年度内で改善したので、改善に基づいて26年度以降も継続していくもの	35
改善	26年度内に、改善・変更をするもの	0
休廃止	目的が達成されことにより、休廃止するもの	1

施策1 「生きる力」の基礎を培う幼児期における教育の充実

（1）「生きる力」の基礎を培う、魅力ある幼稚園教育の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
幼児が主体的に活動できる教育活動の展開を目指し、環境構成の創意工夫とさらなる改善に継続して努めると共に、活動のねらいや内容を具体的にし指導目標の明確化と評価との整合性を図る。	発達を捉えた環境構成の工夫・改善やねらいの具体化、ねらいを達成するための支援や指導の在り方、そして評価の観点の整合性を図ることを指導・助言してきた。計画訪問や要請訪問等を通して指導案や保育実践等からねらいや評価について明確化されて評価との整合性が図れてきた。	◎	B	継続	こども保育課

（2）幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
各層別研修の充実を継続して図りながら、初任者、中級者や臨時的任用職員の個々の資質を把握し課題に応じながら、指導力の向上を目指す。	層別に目標を立て資質向上をめざした研修体制を整え実践してきた。個々の職員が自己課題意識をもって日々の保育に取り組むことで改善につなげてきた。	◎	B	継続	こども保育課

(3) 保育一元化の充実とこども園整備の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
既こども園（2園）の検証を生かし、袖ヶ浦こども園の運営面・教育課程・設備等の整備が適切に行われるように努める。	東習志野・杉の子こども園によって検証されたことを活かし、園運営・教育課程・設備面等についての整備を図ることができた。	◎	A	継続	こども保育課

(4) 特別支援教育コーディネーターを中心とした体制の整備と研修の充実

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
発達支援児及び個別支援を必要とする幼児が在籍する学級の課題に対して、指導主事と臨床心理士が計画的に訪問指導を実施し、学級運営や保育指導に対する支援を行う研修の継続。	指導主事と臨床心理士による保育指導、個別の支援を必要とする幼児への対応について学級運営の支援を行ってきたことで、特別な支援を要する幼児と他の幼児が共に育つ体制を整えてきた。	◎	B	継続	こども保育課

施策2 「生きる力」を育む小中学校教育の充実

(1) 「生きる力」を育む魅力と活力あふれる地域の風がいきかう学校づくり

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
地域・家庭と児童・生徒の交流がスムーズになるような支援を続ける。	学校評議員会（秋津小は学校運営委員会）を年3回開催し、家庭地域の意見を学校運営に反映した。学校支援ボランティア活動が活性化し様々な場面で支援が見られた。	*	A	継続	指導課

(2) 「豊かな心」を育む小中学校教育の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
「豊かな心」の育成に向け、引き続き「道徳の時間」の充実に向けた方策を検討していく必要がある。	道徳教育推進委員会等の組織の設置を行い、校内指導・研修体制の充実に努めた。また、県が作成した映像教材は全学校において積極的に活用している。指導法や資料の活用・効果の把握については課題である。	*	B	継続	指導課

(3) 「確かな学力」の確立を図る小中学校教育の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
指導課・総合教育センターが行っている「確かな学力」を子どもたちに定着させるための事業を継続していく中で、PDCAマネージメントサイクルを活用して、現場にとってより有効な研修が実施できるようにしていく必要がある。	指導課では、発問・板書・ノート指導・ICT利活用について、具体的な場面を捉えた授業研究を行い、総セでは、発問の研究や経験年数に応じた研修を行った。また、研修内容について参加者からの評価を生かし、より有益な研修が実施できるようにしている。	*	B	継続	指導課 総合教育センター

(4) 「健やかな心身」を育む小中学校教育の充実

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
小学校児童の運動能力の向上に向けた手立てが、どのような成果を上げているのかを検証し、次の手立てに繋がるように指導していく。	現在、津田沼小学校で投方向上のための取り組みをしているが、まだ検証途中であるため効果が見られれば、各学校に周知し、広めていきたい。	*	B	継続	指導課

(5) 障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
支援を必要とする児童・生徒への「個別の教育支援計画」の作成と活用が推進されるよう指導を継続する。	心理発達相談員を伴う学校訪問をはじめ、小、中学校通常学級担任対象事例研修会や特別支援教育コーディネーター研修等での指導を継続していきたい。	*	B	継続	指導課

(7) いじめ、不登校の未然防止・解決を目指した教育の一層の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
いじめ・不登校の問題については、早期発見・早期対応・早期解消・継続した見守り等について、各学校に対して組織的な対応を求めている。	年3回のいじめアンケートの有効利用や生徒指導の機能を生かした授業の展開等に取り組んでいる。いじめ・不登校は減少傾向にあるものの根本的な解決に至っていない。今後は児童・生徒の適切な把握をもとにした学級経営等を重点にして取り組んでいきたい。	*	C	継続	指導課

施策3 魅力ある市立高校の展開

(1) 多様な高校教育の展開

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
文理類型の選択決定を実施し、初めての卒業生が出る年となる。自己実現・進路実現に結びつけられたかを分析し、在校生にフィードバックしていく。	類型の分化により専門性の焦点化が明確となり、教科・科目への興味・関心が育まれ、個人の進路意識の高揚と自己実現の促進・強化が図られた。	*	B	継続	習志野高校
少人数授業、ティームティーチングによる授業体制を更に拡充し、より「わかる授業」の展開を図り、基礎学力の向上に結びつけていく。	多様な選択授業の導入、習熟度別・少人数制授業の実施を通して個に応じた指導・わかりやすい授業の展開を実施した。	*	B	継続	習志野高校

(2) 地域や社会に開かれた魅力ある高校づくりの推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
地域に対する社会貢献（清掃活動他）を継続的に実施し、住民に愛され、信頼される学校づくりに努めていく。	日常の清掃活動、降雪時の地域の雪かき奉仕の実施、まちづくり会議への参加、ミニ集会・学校評議委員会・学校関係者評価委員会を開催し、地域と共に歩む学校づくりを推進した。	*	B	継続	習志野高校

施策4 教職員の資質・指導力の向上

(1) 教員としての使命感や倫理観等の資質、確かな指導力の向上を目指した研修の充実

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
若年層の教職員の研修について、「授業力」の向上を図るための研修内容や研修機会等をさらに充実させるための検討が必要である。	初期層教職員研修において、経験年数別で道徳の代表研究授業と授業後の協議会を小中学校合わせて8回企画し実施した。題材の捉え方や発問、評価方法等で、日々の実践に役立つと受講者から感想を得た。	◎	B	継続	総合教育センター
教育委員会として各学校の研修の実施状況を把握しながら、学習指導、生徒指導、特別支援教育への識見の伸長のため、研修の内容を検討していくことが必要である。	県の経験者研修と関連付けながら、市独自の2～5年目までの初期層教職員研修や21年目以上経験者による指導層教員研修を実施した。今日の教育課題であるいじめ、不登校解消に向けた研修や特別支援教育研修をとおして、児童・生徒理解について識見を高めることができ	◎	B	継続	総合教育センター

施策5 「生きる力」の基盤を育む家庭や地域の教育への支援

(1) 生きる力の基礎を育む家庭や地域の教育力向上への支援

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
引き続き、家庭教育学級等で子どもの基本的な生活習慣作りを推進する。	P T A家庭教育学級を実施し、「早寝早起き朝ごはん」の啓発とともに学校・家庭・地域の連携による子どもの望ましい基本的な生活習慣作りを推進できた。	◎	B	継続	社会教育課 公民館

(2) 子どもたちの安全・安心を守る地域ぐるみの環境づくり

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
「子ども110番の家」の拡大を各小中学校及び関係団体に呼びかけを行いながら、実態把握するための点検活動を実施していく。	全協力者に継続調査及びアンケート調査を行った。協力者から上がった声を各学校に送り、利用状況を伝え、「子ども110番の家」の機能の充実を図った。	◎	A	継続	青少年センター
今後も継続して児童生徒の緊急避難場所としての役割を果たし、不審者出没の抑止力となるよう取り組んでいく。	平成26年度の加入軒数は1,032軒であった。今後も子ども達の緊急避難場所、犯罪発生の抑止力として、加入軒数を1,200軒を目標に普及拡大に努める。	◎	B	継続	青少年センター

施策6 人生の各段階に応じた社会教育の充実

(1) 人生の各段階における学習ニーズに応じた学習活動の充実と学習成果を生かした新しい公共空間の構築を目指す社会教育の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
地域活動への具体的な参加をねらいとした市民カレッジ2年次ステップアップ編の改編に取り組み、2年間の学習成果が実践できるようにする。	平成26年度は2年次ステップアップ編の改編に取り組み、テーマ複数選択制を導入した。卒業後の地域活動に向けて具体的な体験学習を設定したことにより、卒業後の地域活動への意識を高めることができた。	○	B	継続	社会教育課
より質の高いサービスの提供を求め、平成27年度に公民館に指定管理者制度を導入する。	公民館への指定管理者制度導入に向け準備を進め、平成27年度より新習志野公民館に制度を導入するため、事業者を決定した。	☆	A	継続	社会教育課 公民館

施策7 芸術・文化活動の振興

(1) 市民の芸術・文化活動の促進と芸術鑑賞機会の充実

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
芸術文化団体が抱える会員の高齢化という課題について、団体自体に自責と解決に向けた取り組みを促していく。	芸術文化協会の事務局を強化するため、事務局を文化ホール内に移転し、習志野文化ホールとの協力体制を築いた。	☆	A	継続	社会教育課

施策8 ふるさと文化の保護・継承の推進

(1) 文化財の保存の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
文化財及び歴史資料の調査・収集、保護・保存等に努め、文化財に対する市民の理解を深める。また、歴史資料等の文化財の収蔵・展示施設の確保に努める。	文化財及び歴史資料の調査・収集・保存に努めた。総合教育センターで習志野俘虜収容所、富士講、実籾3丁目遺跡・藤崎3丁目南遺跡出土資料に関する展示を行い、市民が文化財に触れる機会を増やした。	◎	A	継続	社会教育課
開発事業に伴う埋蔵文化財の保存に関して、開発事業者及び関係機関等との協議並びに情報交換に努める。	開発事業者及び関係機関等との協議を密に行い、埋蔵文化財の保存に努めた。記録保存の成果である発掘調査報告書を2冊刊行した。	◎	A	継続	社会教育課
市指定文化財の新たな指定に向けて、指定候補資料の選出、吟味及び事務手続き等の準備を行う。	指定文化財候補について調査・検討を行い、平成27年度の指定実現に向けて所有権等に関する事務手続き及び資料作成等の準備を行った。	◎	A	継続	社会教育課
旧大沢家住宅の歴史的価値をより一層広報し、保存と活用に努める。また、旧鵜田家住宅においては、平成26年度から災害復旧工事を開始し、早期復旧に努める。 (平成26年度～27年度の継続事業)	旧大沢家住宅を紹介する取材等に応じ、広報に努めた。旧大沢家住宅・旧鵜田家住宅のリーフレットを市ホームページからダウンロードできるようにした。旧鵜田家住宅の災害復旧工事に着手した。(平成26年度～27年度の継続事業)	◎	A	継続	社会教育課

施策9 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

(3) 総合型地域スポーツクラブの活性化

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
総合型地域スポーツクラブの未設立地域の解消（第4クラブ設立）については、第五中学校区内において活動場所が確保できるか否か、既存団体等への意識調査を実施するとともに、検討を進める。	調査検討の結果、活動場所の確保が困難ということがわかった。今後は、H27市民アンケートにて、「前計画での中学校区に1つのクラブ」についても見直す。	☆	A	継続	生涯スポーツ課

施策10 青少年の健全育成の推進

(1) 子どもたちの居場所としての放課後児童会や青少年施設等における運営の充実

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
大規模化した谷津児童会について、児童の安全安心な保育環境が保たれるよう、施設の分割整備に取り組む。	谷津第二児童会を新たに創設し、分割整備を行った。	○	A	休廃止	青少年課
児童福祉法の改正に伴う設備及び運営に関する基準条例を制定するとともに、高学年児童の受入れのための指導員研修の充実を図る。	習志野市放課後児童健全育成事業条例を新たに整備した。また、通常の研修に併せて、法改正に伴う高学年児童の受入れ等の研修を毎月2回程度実施した。	◎	A	継続	青少年課

(2) 地域の安全確保、非行防止活動など明るく安全な環境づくりの推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
今後も、各関係機関と情報交換など連携を強化し、青少年センター、補導委員による街頭補導活動の充実を図る。	学校警察連絡協議会等で情報提供するとともに問題意識を共有し、青少年センターによる街頭補導活動や、青少年補導委員・青連協による補導巡回パトロール活動の中で非行防止や地域の環境浄化を推進することができた。	◎	A	継続	青少年センター

(3) 家庭や地域の教育力向上のための活動の推進

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
更に家庭教育を推進することができるよう、学習や研修機会の提供を積極的に行っていく。	県等が主催する家庭教育に関する研修会の情報を積極的に提供し、参加促進を図った。	*	A	継続	社会教育課

(4) 補導相談の充実及び各相談機関との連携強化

「25報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
関係機関との連携を強化していくとともに青少年の健全育成に関する研修を深め、補導委員、補導相談員の資質の向上を図る。	学校警察連絡協議会で情報交換を実施した。国立武蔵野学院を訪ね、児童虐待の実態や非行の現状について研修し、子どもへの対応の仕方等について相談した。	◎	A	継続	青少年センター

施策11 生涯学習を担う指導者の確保・養成

(1) 次代の社会教育を担う指導者や団体の確保と育成

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
引き続き、公民館講座における自主的サークルを立ち上げる指導者等の確保と養成を推進するため、研修の機会を増やし、情報提供を積極的に進めていく。	公民館職員が自主的に指導者等の確保や養成のための研修会に参加した結果、講座内容の充実が図れた。	*	B	継続	菊田公民館
関係機関との連携をさらに深め、より専門的な指導ができるようにしていく。	公民館職員が専門的な指導ができるよう、県及び葛南地区が主催する各種研修会へ公民館職員が参加した。	*	B	継続	菊田公民館

施策12 安全で潤いのある学校教育環境の整備

(1) 幼稚園・小中学校の教育環境の整備

(2) 市立高等学校の教育環境の整備

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
引き続き施設の補修、整備を進め、園児・児童・生徒が快適に過ごせる環境を整える。	平成26年度末をもって、市内全小・中学校の耐震化を完了、津田沼小学校全面改築事業を完了した。また、大久保東小学校校舎便所改修工事の他、施設の補修、整備を実施し学校生活の環境整備を図った。	◎	A	継続	教育総務課

施策13 学習ニーズに対応した社会教育施設の整備

(1) 学習ニーズに対応した生涯学習環境の整備と既存施設の改修整備

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
公共施設再生計画のモデル事業である大久保地区の公共施設再生に取り組む。	習志野市大久保地区公共施設再生基本構想（素案）をもとに、ワークショップ及びアンケート等を行い、その結果を市民に発表する場を設けた。その後、基本構想（案）策定のため、平成27年3月から4月にかけてパブリックコメントを実施した。	*	A	継続	社会教育課

施策14 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

(1) 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
どのスポーツ施設においても老朽化は、大きな課題となっている。整備すべきところの順位付けを行い、民間資源の活用を考慮しながら適切に対応していく。	実籾テニスコート沿路舗装工事、秋津野球場防球ネット改修工事を行った。今後においても比較的大きな予算が必要な施設改修等の洗い出し、公共施設再生計画との整合性を図りつつ、改修に努める。	◎	B	継続	生涯スポーツ課

2 再評価②

『「26報告書」における「Ⅲ 継続する課題の再評価」 1 再評価① 』の結果に対する評価

「26報告書」の「Ⅲ 継続する課題の再評価 1 再評価①」では、「25報告書」において「今後の課題と方向性」として示された課題に対する評価をしています。その中で、評価の達成度が「C」・「D」であるか、方向性が「改善」であったものについての、平成26年度の取組み状況を、「Ⅲ－1」と同じ観点で再度評価しています。

施策4 教職員の資質・指導力の向上

(1) 教員としての使命感や倫理観等の資質、確かな指導力の向上を目指した研修の充実

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
若年層の教職員の研修について「授業力」の向上を図るための研修内容や研修機会等をさらに充実させるための検討が必要である。	初期層教職員研修において、経験年数別で道徳の代表研究授業と授業後の協議会を小中合わせて8回企画し実施した。題材の捉え方や発問、評価方法などで、日々の実践に役立つと受講者から感想を得た。	◎	B	継続	総合教育センター

施策7 芸術・文化活動の振興

(1) 市民の芸術・文化活動の促進と芸術鑑賞機会の充実

「26報告書」で示した課題	課題の再評価				担当課
	具体的な取組み	予算措置	達成度	方向性	
団体構成員の高齢化と団体運営能力のある人材の不足により、活動の維持継続が難しくなっている。	芸術文化協会の事務局を強化するため、事務局を文化ホール内に移転し、習志野文化ホールとの協力体制を築いた。	☆	A	継続	社会教育課
習志野文化ホールの計画的な施設改修に対する支援を行う必要がある。	平成27年4月の習志野文化ホール施設の市への受け入れと同時に、大規模改修工事に向けて準備を進める。	☆	A	継続	社会教育課

資料 1

○習志野市の教育課題（平成 26 年度～平成 31 年度）

習志野教育委員会では、「習志野市教育基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）」策定にあたり、文部科学省や千葉県教育委員会の理念や施策、「前教育基本計画（平成 20 年度～平成 26 年度）」、市民意識調査の実施状況などを踏まえ、本市の教育課題として以下を抽出し、市民の皆様の理解と協力を得ながら、課題解決に邁進しております。

学 校 教 育		社 会 教 育	
課題 1	「地域の風がいきかう学校づくり」の推進 (地域に開かれた学校教育の確立)	課題 1	新しい公共の形成をめざす社会教育の推進 (一市民、一ボランティアの確立)
課題 2	「確かな学力」を育成する教育の推進 (生きる力→知の確立)	課題 2	市民の学びを支援する公民館・図書館活動等の推進 (一市民、一文化の確立)
課題 3	豊かな心を育む教育の推進 (生きる力→徳の確立)	課題 3	芸術と文化の薫る都市“習志野”の推進 (一市民、一文化の確立)
課題 4	健やかな体を育む教育の推進 (生きる力→体の確立)	課題 4	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 (一市民、一スポーツの確立)
課題 5	いじめ、不登校の未然防止・解消を目指す教育の推進 (人間関係力の確立)	課題 5	次代を担う青少年の健全育成の推進 (青少年の心と体の伴った成長の確立)
学社連携		「家庭・地域の教育力の向上」 (家庭教育・地域で子どもを育てる環境づくりへの支援)	

平成 26 年度 習志野市教育行政方針

習志野市教育委員会では、平成 26 年 2 月に、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標とする「習志野市教育基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）」を策定いたしました。

基本目標の実現に向けた 4 つの【政策】及び 18 の【基本方針】に基づき、学校・家庭・地域社会が連携・協働して、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての世代の市民が夢をもって学習活動に取り組むことができる生涯学習の構築に努めてまいります。

「習志野市教育基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）」における 4 つの【政策】 及び 18 の【基本方針】

〔政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進〕

- 基本方針
- 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
 - 2 子育て・子育て支援の充実
 - 3 信頼を築く習志野教育の進展
 - 4 子どもの生きる力を育む教育の充実
 - 5 子どもを未来へつなげる教育の展開
 - 6 魅力ある市立高校づくり

〔政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進〕

- 基本方針
- 7 社会教育の充実
 - 8 文化財の保存と活用
 - 9 芸術文化の振興
 - 10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進
 - 11 青少年の健全育成の推進

〔政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進〕

- 基本方針
- 12 家庭教育力の充実
 - 13 地域に開かれた学校づくり
 - 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

〔政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備〕

- 基本方針
- 15 安全で潤いのある学校環境の整備
 - 16 持続可能な社会教育施設の整備
 - 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
 - 18 教育行政の効率的・効果的展開

平成 26 年度 習志野市教育行政方針

「平成 26 年度 習志野市教育行政方針」は、「習志野市教育基本計画（平成 26 年度～平成 31 年度）」の年次計画に相当し、平成 26 年度における重点施策を示すものです。

基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

(1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進

- ①主体性を育む教育課程の編成と幼児一人一人の発達・理解に基づいた教育活動を展開します。
 - ・主体性を育てる保育・教育環境づくりの創意工夫に努めます。
 - ・就学前保育一元カリキュラムによる保育・教育を推進します。
 - ・発達の特性を踏まえた指導計画の見直しと改善に取り組みます。
- ②体験と言葉を重視した教育活動の展開と幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。
 - ・豊かな表現力や感性・思考力・言語能力を育む体験活動や言語・読書活動の充実を図ります。
 - ・幼保小連携の一層の推進と幼保小関連研修会の充実を図ります。
- ③幼稚園・こども園での保育・教育の質の向上を目指した研修を推進します。
 - ・職種・職務別研修、層別研修、幼保合同研修等の充実を図ります。

(2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進

- ①主体的に楽しく体を動かす環境づくりや指導方法の工夫に努めます。
- ②健康な心と体を育てる食育の推進と保護者との連携による基本的生活習慣の定着・確立に努めます。
- ③幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。

(3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進

- ①園生活を安全・安心に過ごせるための安全管理・安全教育を推進します。

(4) 一人一人に応じた特別支援教育の推進

- ①一人一人の理解に基づいた指導方法の充実を図ります。
- ②園内における支援体制の強化と関係機関との円滑な連携を推進します。

(5) 私立幼稚園等との連携及び就園奨励事業等の推進

- ①私立幼稚園等との連携強化と研修会参加の促進に努めます。
- ②幼稚園就園奨励費補助事業の拡大に努めます。

基本方針 2 子育て・子育て支援の充実

(1) 市立こども園の整備と充実

- ①こども園の保育・教育の検証と充実を図ります。
- ②「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第 2 期計画」を推進します。

(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進

- ①「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組みます。
- ②「子育てふれあい広場」の内容の充実と自園開放広場の充実に努めます。
- ③ 預かり保育の内容の充実に努めます。

(3) 家庭・地域との連携の強化

- ① 地域に根ざし、家庭・地域に信頼される幼稚園・こども園運営を推進します。(学校評価の活用)
- ② 望ましい発達を促す家庭・地域社会との連携を推進します。

基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展

(1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展

- ① 共感的理解に根ざした心の通う生徒指導を推進します。
 - ・ 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を推進します。
 - ・ 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実を図ります。
- ② 豊かな人間関係づくりを支援する教育相談体制の充実を図ります。
 - ・ 教育相談員・スクールカウンセラーとの連携を推進するとともに、いつでも相談できる体制の充実を図ります。
- ③ 学校・家庭・地域及び関係機関との連携の促進に努めます。
 - ・ いじめ防止対策推進法の趣旨に基づく施策を展開します。
 - ・ 学校と市総合教育センターとの一層の連携を図ります。

(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展

- ① 特別支援教育システムの整備を進めます。
 - ・ 研修を通して指導力の向上に努め、特別支援教育の充実を図ります。
- ② 就学指導の改善・充実を図ります。
 - ・ 就学指導・相談体制の整備、校内委員会の機能の充実を図ります。
- ③ 通常学級に在籍する発達障がい児などに対する支援を進めます。
 - ・ 実態や指導状況の把握に努め個別の教育支援計画など対象児童生徒への対応の充実を図ります。
 - ・ 第七中学校に情緒障がい特別支援学級を新設し、通級による指導の整備・充実を図ります。
- ④ 特別支援教育の理解啓発の充実を進めます。
 - ・ 全ての教員を対象とした研修を充実するとともに、意図的・計画的な交流及び共同学習を推進します。
- ⑤ 特別支援教育支援員を配置し、支援体制を整えます。

(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展

- ① 「授業力」と「児童・生徒にかかわる力」の向上と「モラルアップ」の推進を図ります。
 - ・ 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図り、教職員としての力量の向上及び不祥事根絶のための啓発及び支援を行います。
 - ・ 習志野市への理解を深める研修を行います。

基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実

(1) 「確かな学力」を育む教育の推進

- ① 「確かな学力」向上のための教師の「授業力」の充実を図ります。
 - ・ 指導方法の工夫、指導と評価の一体化、ICTの活用を図り、「わかる授業」を推進します。

(2) 「豊かな心」を育む教育の推進

- ① 豊かな人間性や社会性を培う体験活動の充実を図ります。
- ② 豊かな心を育てる道徳教育の充実を図ります。
- ③ 人を思いやり、命を大切にする人権教育・福祉教育の推進を図ります。

④豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。

- ・「音楽のまち習志野」ならではの芸術文化活動の支援を行います。

(3)「健やかな体」を育む教育の推進

①学校と家庭・地域が連携した健康・安全教育を推進します。

- ・学校保健委員会の活性化を図ります。
- ・児童生徒の健康に対する意識の変容及び自己管理能力向上に努めます。
- ・救急救命講座・交通安全教育の充実を図ります。

②学校体育の充実を図ります。

- ・体育・保健体育学習の充実とともに運動・スポーツ活動の活性化を図り、体力・運動能力の向上に努めます。

(4)食育の充実を図り、安全・安心な学校給食の実施

①地産地消を推進します。

(5)特色ある学校づくりの進展

①各校の伝統の継承とその特性を生かす教育を推進します。

- ・各校の特色を生かした自主研究及び指定校研究を深めるとともに、他教科や他校への共有・発展を図り、「わかる授業」を推進します。

基本方針5 子どもを未来へつなげる教育の展開

(1)「思考力、判断力、表現力」を伸ばす教育の展開

①授業形態・指導方法の工夫・改善を図ります。

(2)国際化社会に生きる資質・能力を培う教育の展開

①キャリア教育の充実を図ります。

- ・基礎的・汎用的能力の育成を図り、自己の生き方を考える教育を推進します。
- ・個に応じた進路指導の充実を図ります。

②情報教育の充実を図ります。

- ・ICT等の有効活用による「わかる授業」の推進を図ります。
- ・インターネットの効果的活用と情報モラル教育を推進します。

③外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。

④平和教育・環境教育の充実を図ります。

(3)安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開

①安全管理を徹底します。

- ・通学路の安全確保に努めます。

②安全教育を推進します。

- ・安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）の充実を図ります。

基本方針6 魅力ある市立高校づくり

(1)多様な高校教育の展開

①学力向上及び専門的な知識や技能の定着を目指した教科指導の改善・充実を図ります。

②望ましい勤労観や職業観を育て、適切な進路実現ができるキャリア教育や進路指導の充実を図ります。

- ・近隣大学との連携を強化します。

・文理類型分けによる適正な指導を強化します。

③部活動の推進による、豊かな人間性と社会をたくましく生きる力を育成します。

④進展する国際社会やＩＣＴ社会に対応できる力を培う国際理解教育、情報教育を推進します。

(2) 地域や社会に開かれた魅力ある高校づくりの推進

①小中学校との相互交流及び地域との連携を推進します。

基本方針 7 社会教育の充実

(1) 学習機会の充実

①公民館における幅広い事業展開を目指し、一部公民館への指定管理者制度導入に向け検討します。

②図書館システムの向上や返却場所の拡大など図書館機能の充実を図ります。

(2) 学習成果の活用

①平成25年度に引き続き市民カレッジを改編し、地域活動への参画を図る体験型の学習を展開していきます。

基本方針 8 文化財の保存と活用

(1) 文化財の保存

①旧鵜田家住宅の災害復旧を実施します。

②郷土の歴史を学習できる文化財の保存を推進します。

③埋蔵文化財保護体制の充実を図ります。

(2) 文化財の活用

①遺跡・歴史的建造物等の活用の充実を図ります。

基本方針 9 芸術文化の振興

(1) 芸術・文化活動の振興

①「音楽のまち習志野」の象徴的な存在である習志野文化ホールの施設保持に取り組むとともに、公益財団法人習志野文化ホールの支援に努めます。

②市民文化祭、習志野市美術展覧会、習志野第九演奏会等の市民参加行事を支援します。

基本方針 10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

(1) 「する・みる・支える」スポーツの推進

①平成26年度全国高等学校総合体育大会水泳競技大会を開催します。また、参加する選手がその力を十分に発揮でき、多くの市民に応援してもらえる大会にします。

②地元トップチームのホームゲームの開催や地域交流事業を推進します。

③トップチームやアスリートの技術等を活かしたイベント・教室等の開催を推進します。

基本方針 11 青少年健全育成の推進

(1) 放課後児童会運営の充実

①児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業における放課後児童会の設備及び運営の基準について、条例制定に取り組みます。

②大規模化が予想される谷津児童会の分割に取り組みます。

(2) 青少年育成団体の活動支援

- ①富士吉田青年の家やあづまこども会館等の青少年施設の活用を推進します。
- ②引き続き青少年健全育成団体の活動を支援します。

基本方針 12 家庭教育力の充実

(1) 家庭教育相談の充実

- ①学校から発信する家庭教育支援を推進します。
 - ・家庭教育支援のための情報を発信し、生活習慣及び学習習慣の確立を図ります。

基本方針 13 地域に開かれた学校づくり

(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実

- ①学校と家庭・地域相互の情報交換の促進に努めます。
- ②学校評議員制度（学校運営協議会）、1000 か所ミニ集会などの推進を図ります。

(2) 地域と共にある学校づくりの推進

- ①家庭・地域の教育力を生かした教育活動を推進します。

基本方針 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

(1) 地域住民との連携による防犯・補導活動の推進

- ①子どもの安全確保のために、「子ども 110 番の家」の推進及び補導パトロールの充実に取り組みます。

基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備

(1) 安全・安心で楽しい学びの場として学校環境の整備を推進します。

- ①学校施設再生計画に基づき、最優先課題として事業化した小・中学校耐震化事業を平成 26 年度耐震化の完了を目指し耐震補強工事を実施するとともに習志野高等学校の耐震化に取り組みます。また、全小中学校や習志野高等学校の体育館における非構造部材の点検等を行います。
 - ・耐震化事業（小・中学校）
 - （東習志野小学校・向山小学校・実花小学校の校舎、及び藤崎小学校校舎・体育館 の耐震補強工事）
 - （第一中学校・第四中学校・第六中学の校舎、及び第五中学校体育館 の耐震補強工事）
 - ・耐震化事業（高等学校）
 - （普通教室棟耐震補強工事）
 - （特別教室棟耐震補強設計委託）【25・26 年度継続事業】
- ②安全で安心した宿泊・体験学習環境整備のため、鹿野山少年自然の家（Is 値 0.35）の耐震補強老朽改修工事を行います。
- ③J R 津田沼駅南口土地区画整理事業による谷津・奏の杜地域における児童増対応を図るため、谷津小学校児童増対応事業を実施します。
- ④津田沼小学校全面改築事業に係る最終年度でプールの建築、外構整備等を実施します。
- ⑤学校施設の老朽化対策の一環として、小学校トイレ改善事業、小学校大規模改造事業等を実施します。

基本方針 16 持続可能な社会教育施設の整備

(1) 様々な手法による社会教育施設の整備

①大久保地区の施設再編について、資産管理室と連携を図り、機能の充実かつ安全安心を前提とした計画の推進、及び市民との合意形成に努めます。

②市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。

基本方針 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

(1)「支える」スポーツの推進（施設の整備と活用）

①スポーツ施設の老朽化対策など必要な改修を実施します。

②市内企業、大学の施設の利活用について検討します。

③公園や遊歩道などの有効な活用方法について検討します。

基本方針 18 教育行政の効率的・効果的展開

(1)PDCA サイクルに基づく活動の推進

①「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」（報告書）の内容を見直します。

また、ポイントをまとめてホームページ上に公開することを検討します。

(2)情報発信の推進

①「学校教育だより」の内容の改善・充実を図ります。

資料 3

教育に関する用語の解説

特別支援（教育）コーディネーター

学校の校務分掌に位置付けられた、特別支援教育を推進するため、保護者や関係機関に対する学校の窓口、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整役を担う職員のことです。

「個別の指導計画」

「個別の教育支援計画」および各学校の教育課程に基づく指導計画をふまえて、具体的に一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法などをまとめた計画のことです。

※「個別の支援計画」および「個別の教育支援計画」について

特別支援学校学習指導要領解説の中で『平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の連携協力を図り、障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」という』とあります。つまり、「個別の教育支援計画」と「個別の支援計画」は本質的に同じものであり、特に学齢期の時期の計画書を「個別の教育支援計画」と呼んでいます。

習志野市でも、同じように考え、就学前の子どもの計画書を「個別の支援計画」、就学後の子どもの計画書を「個別の教育支援計画」と捉え、名称の違いはあるものの、この二つの計画書は本質的に同じものとして作成していくことが望ましいと考えています。

インクルーシブ教育システム (inclusive education system)

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことです。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」 (reasonable accommodation) が提供されること等が必要とされています。

モラールアップ

職場などでの労働意欲の向上、士気向上を図ることです。モラールアップ委員会は、教職員の倫理観の高揚と職場の士気高揚を目指し各学校に設置されています。

生きる力

学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた力を育てることが求められています。

この力は「生きる力」と名付けられ、「基礎基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（「生きる力」

の知の側面)、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性(「生きる力」の徳の側面)、たくましく生きるための健康や体力(「生きる力」の体の側面)」を意味しています。

確かな学力

「生きる力」の知の側面が「確かな学力」である。学校教育法では、学力の重要な3つの要素として

- 基礎的基本的な知識及び技能
 - 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力
 - 主体的に学習に取り組む態度
- が示されています。

ICT

ICT (Information and Communication Technology) とは、情報や通信に関連する技術一般の総称のこと。一般的には「情報通信技術」と訳されるが、文部科学省や教育の分野では「情報コミュニケーション技術」と訳されています。

ICT機器

コンピュータ・タブレット・プロジェクタ・イメージスキャナー・電子情報ボード・実物投影機・デジタルカメラ・デジタルビデオカメラなどの機器の総称です。

道徳教育推進教師

校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師のことです。以下の事柄について担当し、全体を掌握しながら、全教師の参画、分担、協力の下に道徳教育が円滑に推進され、充実していくように働きかけていくことが望まれています。

- 1 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- 2 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- 3 道徳の時間の充実と指導体制に関すること
- 4 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- 5 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- 6 授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- 7 道徳教育の研修の充実に関すること
- 8 道徳教育における評価に関すること など

指定管理者制度

指定管理者制度は、平成15年9月の改正地方自治法の施行によってできた新しい制度です。これまで「公の施設」(スポーツ施設、社会福祉施設、公民館など住民の福祉を増進する目的で市民の利用に供するために設置した施設)の管理運営主体については、直営の他には、出資法人や公共的団体等に限定されていました。(管理委託制度)しかし、地方自治法の改正により、市の指定を受ければ「指定管理者」として、NPOや株式会社を含めた民間事業者でも「公の施設」の管理運営を行うことができるようになりました。

放課後児童会（学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成と事故防止を図るため、遊び及び生活指導を通して異年齢集団の中で自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図る場として、放課後児童会を開設しています。

学校支援地域本部

学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣する組織です。

学校支援ボランティア

学校支援ボランティア活動は、学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体等にボランティアとして学校をサポートする活動をしていただいているものです。

本市でも、すべての小中学校で、体験活動や外国語活動などの学校教育活動、環境整備、登校指導や下校見守りなどの学校安全、部活動・クラブ活動、学校行事等の活動をについてボランティアの方々に支援していただいております、延べ人数は9千人を超えています。

遊・友スポーツランキングちば

千葉県教育委員会が本県の児童生徒の体力向上と社会性の育成を目的として、8つの運動種目に取り組むコンテストです。

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。

学校評議員

平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして学校評議員制度が導入され、平成12年4月から実施されています。

《趣旨》

- 学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に、学校評議員を置くことができることとしました。
- これにより、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに、学校として説明責任を果たしていけるようにしました。

《概要》

- 教育委員会が、小・中学校管理規則の定めるところにより、学校や地域の実情に応じて、学校評議員を置くことができます。
- 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができます。
- 学校外から多様な意見を幅広く求める観点から、学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する

理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱します。

学校運営協議会

教育委員会が、小・中学校管理規則で定めるところにより、指定する学校の運営に関して協議する機関として、その学校に設置するものです。

委員は、指定する学校の地域住民、学校に在籍する生徒・児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命します。

学校運営協議会の主な役割は

①学校運営協議会の主な役割は校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること。

②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べること。

③教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べること。

の3つになります。

1000 か所ミニ集会

地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として県内全ての公立小・中・高・特別支援学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について語り合う「ミニ集会」です。

総合型地域スポーツクラブ

「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しむことができる、地域密着型のスポーツクラブで、スポーツを通じた自身の健康づくりはもちろん、地域の人とのコミュニケーションづくりにも役立っています。習志野市には、市と市民の方とが協働で立ち上げ、現在では地域の人の手で自主的に運営されている3つの総合型地域スポーツクラブがあります。

また、市とクラブ間の連携を図るために「総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」が組織されています。

クラブ名	事務所所在地	連絡先	受付曜日・時間
NPO法人 習志野ベイサイド スポーツクラブ	秋津3-7-1 南消防署3F	453-1334	月・木曜10～14時 土曜 9～12時
NPO法人 習志野イースタン スポーツクラブ	東習志野3-4-5 東部体育館1F	474-3215	水・金・土・日曜 14～16時
NPO法人 習志野中央 スポーツクラブ	花咲2-3-9 勤労会館2F	474-8651	水曜 13～15時 土・日曜9～12時